

令和2年度第2次農林水産関係補正予算

農林漁業者のための

経営継続補助金

令和2年6月
農林水産省
経営局 経営政策課

説明内容

- 1 経営継続補助金の目的
- 2 補助対象者
- 3 補助額
- 4 補助対象経費
- 5 補助要件
- 6 接触機会を減らす省力化機械の例
- 7 「経営計画」の内容
- 8 申請から補助金受領までの流れ

経営継続補助金の目的

新型コロナウイルス感染症の影響を克服するため、

感染拡大防止対策を行いつつ、

販路の回復・開拓、

生産・販売方式の確立・転換などの

経営継続に向けた農林漁業者の取組を支援

補助対象者

農林漁業者（個人・法人）

※常時従業員数が20人以下

こういった方が補助対象者になります！！

- ・個人の農林漁業者
- ・農事組合法人、社会福祉法人、一般社団法人・公益社団法人、NPO法人、農業法人（会社法に基づく法人）、農林漁業を営む協同組合等の組合など

3

補助額

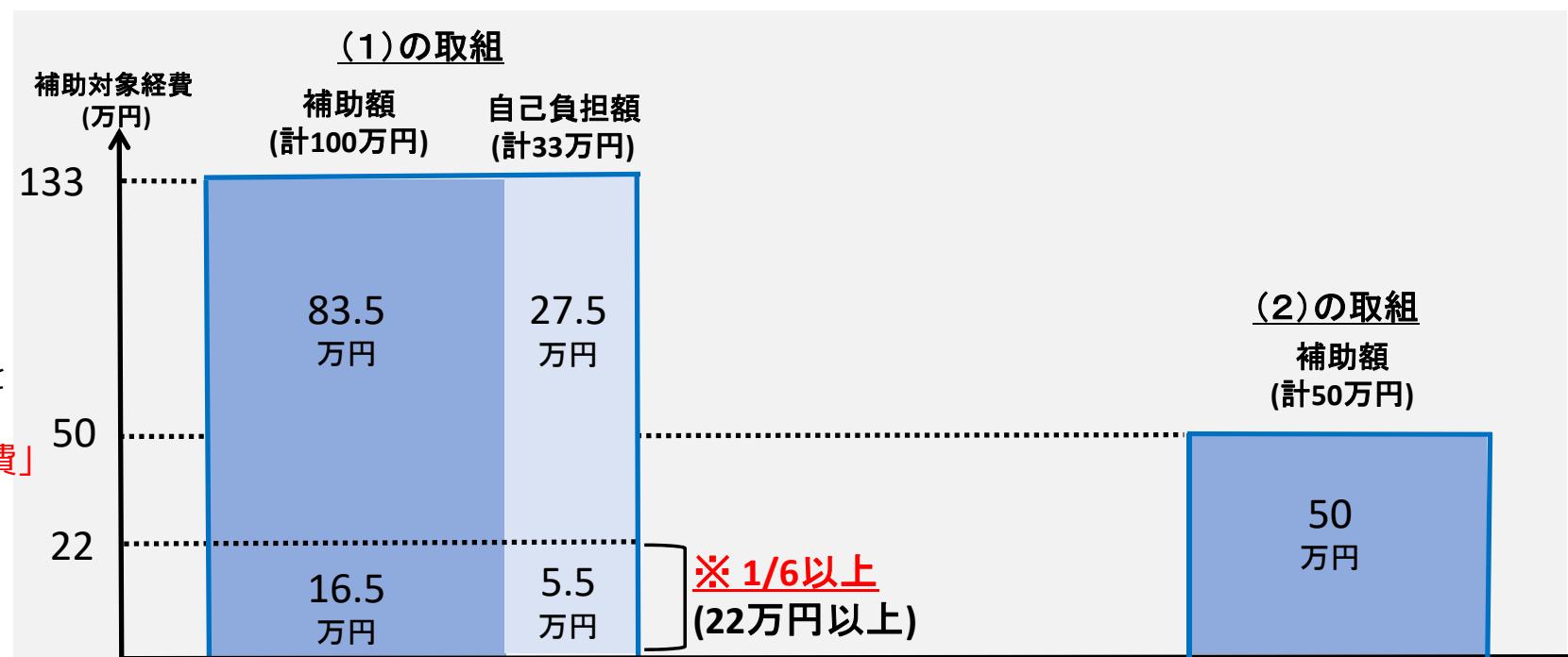
補助上限額	単独申請	150 万円
	グループ（共同）申請	1,500 万円

単独申請
のケース

(1) 経営継続に関する取組に要する経費
【補助率 3／4、補助上限額 100万円】

(2) 感染拡大防止の取組に要する経費
【補助率 定額、補助上限額 50万円】

※補助対象経費の1/6以上を
「接触機会を減らす生産・
販売への転換に要する経費」
又は
「感染時の業務継続体制の
構築に要する経費」
に充てる必要



4

補助対象経費

1. 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
2. 令和2年5月14日以降に発生し、事業期間中（原則、令和2年12月末まで）に支払が完了した経費
3. 証拠資料等によって支払金額が確認できる経費

（1）経営継続に関する取組に要する経費

【補助率 3／4、補助上限額 100万円】

- ① 機械装置等費
- ② 広報費
- ③ 展示会等出展費
- ④ 旅費
- ⑤ 開発・取得費
- ⑥ 雑役務費
- ⑦ 借料
- ⑧ 専門家謝金
- ⑨ 専門家旅費
- ⑩ 設備処分費
- ⑪ 委託費
- ⑫ 外注費

（2）感染拡大防止の取組に要する経費

【補助率 定額、補助上限額 50万円】

- ① 消毒費用
- ② マスク費用
- ③ 清掃費用
- ④ 飛沫対策費用
- ⑤ 換気費用
- ⑥ その他の衛生管理費用
- ⑦ PR費用

5

補助要件

補助対象経費の1/6以上を
次のいずれかの類型に係る経費に充てる必要

A 接触機会を減らす生産・販売への転換に要する経費

(例1) 生産・出荷現場で作業員間の接触を減らすための省力化機械等の導入

(例2) 作業場や倉庫等において、作業人員間の距離を広げるため、別用途に供されていたスペースを統合し、より広い作業空間を確保する場合や、導線等のレイアウトを変更する場合

(例3) 人と人との接触機会を減らす販売方法（ネット販売、無人販売など）の開始

B 感染時の業務継続体制の構築に要する経費

(例1) 人員削減等に備えた方針づくり（「事業継続計画」の策定など）

(例2) 感染拡大時に経営継続のための体制づくり（Web会議システムの導入など）

6

接触機会を減らす省力化機械等の例



野菜苗移植機

人手による植付作業を自動化。
一人で作業可能に



果実等自動選別機

果実、野菜の大小を自動的に判別。
選果の人員を削減



発情発見装置

発情をスマホ等に通知。
個体観察作業を不要化



農薬散布用ドローン

上空から農薬を広範囲に効率的に散布。
複数人での作業を解消



漁船用高機能無線機

漁場探索、漁獲に係る様々なデータを漁船・漁協関係者が瞬時に共有。漁獲方針の検討、報告等に係る接触機会を削減

「経営計画」の内容

取組項目		実施取組	非接触等(1/6)	取組内容
(1)補助率3/4 補助上限100万円の経費	ア 国内外の販路の回復・開拓	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	新たな商品の導入
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	新たな販路開拓の販売促進活動
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	規格、出荷方法の見直し等による供給体制の整備
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	その他()
	イ 事業の継続・回復のための生産・販売方式の確立・転換	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	品質向上のための機械・設備等の導入・更新
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	省エネのための機械・設備等の導入・更新
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	省力化のための機械・設備等の導入・更新
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	環境対応のための機械・設備等の導入・更新
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	安全対応等のための機械・設備等の導入・更新
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	省力化・省人化に資する資材の導入
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	農林漁業体験活動の提供
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	GAP・HACCP等の対応
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	簿記ソフトの活用等による経営管理の高度化
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	就労環境の整備
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ネット・移動販売などの導入
ウ 円滑な合意形成の促進等	ウ 円滑な合意形成の促進等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	生産・販売方式の確立・転換に必要な緊急的な人材の確保
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	作業人員の接触を減らす環境整備
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	その他()

取組項目		実施取組	非接触等(1/6)	取組内容
(2)補助率 定額、補助上限50万円の経費(感染拡大防止経費)	(2)補助率 定額、補助上限50万円の経費(感染拡大防止経費)	<input type="checkbox"/>	/	作業場・事務所、施設設備等の消毒の実施
		<input type="checkbox"/>	/	感染防止機器の整備
		<input type="checkbox"/>	/	感染防止防具・薬剤等の整備
		<input type="checkbox"/>	/	その他

※取り組む内容にチェック!

申請書類はこちらから入手できます。

<https://keieikeizokuhojokin.info/request.html>



8

申請から補助金受領までの流れ

① 農協や経営相談所などの
支援機関の作成支援を受けながら
「経営計画」を作成。

支援機関

無料

② 支援機関の「確認書」を
発行してもらう。

支援機関

無料

③ ①・②と補助金交付申請書、
前年度の確定申告書等を
締切期日までに補助金事務局に提出。

④ 審査

補助金
事務局

⑤ 採択(補助金交付決定)・
不採択の通知

補助金
事務局

※支援機関による伴走支援が必須。

⑥ 事業者名・事業名の公表

補助金
事務局

⑦ 支援機関の実行支援を
受けながら、事業を実施。

支援機関

無料

⑧ 事業終了後、「支援機関」
の確認を受けた実績報告書
を補助金事務局に提出。

支援機関

無料

⑨ 補助金事務局から補助金を受領。

支 援 機 関

「支援機関」は、農林漁業の経営指導や6次化推進の業務について一定の実績のある機関として、以下の機関を指定・公表しています。

- * 農協・農業協同組合連合会
- * 森林組合・森林組合連合会
- * 漁協・漁業協同組合連合会
- * 農業経営相談所
- * その他経営局長が認めた機関（6次産業化サポートセンター、業界団体など）

詳しくは、農林水産省ホームページ
又は

補助金事務局ホームページ
をご確認ください。

<https://www.maff.go.jp/j/keiei/keizoku.html>

<https://keieikeizokuhojokin.info/index.html>



今後のスケジュール

- * 6月19日 「公募要領」の公表
- * 6月下旬以降、順次 「支援機関」の公表
- * 6月29日 募集（申請受付）の開始
- * 7月29日 一次受付締切
- * 8月～9月上旬 採択（補助金交付決定）通知
採択計画に基づき事業の実施
- * 12月末 事業期間の満了
- * 令和3年1月末 「支援機関」の確認を受けて、実績報告書の提出
- * 実績確認後、順次 補助金の受領

MAFF

**Ministry of Agriculture,
Forestry and Fisheries**

農林水產省